

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和9年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	運 送 継 続 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹線 系統等と接続の確保	基準ホで該当 する要件 (別表7のみ)
刈谷市	大興タクシー(株)	(1) 刈谷市コミュニティバス 「かりまる」 依佐美線(1,7,8便)	半城土町 大原	東刈谷駅 南口	小垣江駅 西口	往 10.3 km 復 10.2 km	359日	1,077回			路線定期運行	①	東刈谷駅で補助対象地域間幹線系統 「安城市あんくるバス西郡線」、「安城市 あんくるバス作野線」及び「知立市ミニバ ス3コース」と接続	①
	大興タクシー(株)	(2) 刈谷市コミュニティバス 「かりまる」 依佐美線(2から6便)	半城土町 大原	東刈谷駅 南口	小垣江駅 西口	往 13.1 km 復 13.0 km	359日	1,795回			路線定期運行	①	東刈谷駅で補助対象地域間幹線系統 「安城市あんくるバス西郡線」、「安城市 あんくるバス作野線」及び「知立市ミニバ ス3コース」と接続	①
	名鉄バス(株)	(3) 刈谷市コミュニティバス 「かりまる」 東境線	洲原温水 プール	刈谷駅 北口	刈谷 市役所	往 19.0 km 復 19.1km	359日	3,590回	○		路線定期運行	①	刈谷駅で補助対象地域間幹 線系統「う・ら・ら 刈谷線」と接 続	—
	名鉄バス(株)	(4) 刈谷市コミュニティバス 「かりまる」 西境線	刈谷ハイ ウェイオ アシス	刈谷駅 北口	刈谷 市役所	往 19.6 km 復 18.6 km	359日	3,590回	○		路線定期運行	①	刈谷駅で補助対象地域間幹 線系統「う・ら・ら 刈谷線」と接 続	—
	知多乗合(株)	(5) 刈谷市コミュニティバス 「かりまる」 逢妻線	東新町2 丁目	刈谷駅 北口	逢妻駅 南口	往 17.3 km 復 16.9 km	359日	3,590回	○		路線定期運行	①	刈谷駅で補助対象地域間幹 線系統「う・ら・ら 刈谷線」と接 続	—
	東伸運輸(株)	(6) 刈谷市コミュニティバス 「かりまる」 小垣江線	小垣江駅 東口	刈谷駅 南口	小垣江駅 西口	往 16.2 km 復 15.8 km	359日	3,590回	○		路線定期運行	①	刈谷駅で補助対象地域間幹 線系統「う・ら・ら 刈谷線」と接 続	—
	東伸運輸(株)	(7) 刈谷市コミュニティバス 「かりまる」 東刈谷線	東刈谷駅 北口	刈谷駅 南口	東刈谷駅 南口	往 14.9 km 復 14.8 km	359日	3,590回	○		路線定期運行	①	刈谷駅で補助対象地域間幹 線系統「う・ら・ら 刈谷線」と接 続	—

(注)

- 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
- 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
- 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
- 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
- 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
- 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
- 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
- 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。